

議案第 4 3 号

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第 35 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね <u>15 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>25 人</u> につき 1 人 3 (略)	(職員) 第 35 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児 おおむね <u>20 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の幼児 おおむね <u>30 人</u> につき 1 人 3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 35 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 35 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有す

る。

令和6年6月6日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、本条例について所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。